

# 求人票

※は記入しないでください。

複数企業の受験： 可 ・ 不可

※受付：令和 年 月 日

求人者	フリガナ				フリガナ							
	社名				店舗名							
	所在地	〒 -			店舗数	直営	店	F	C	店		
					従業員数	計	男	女	人	人	人	
	書類提出先	〒 -			卒業生数	計	男	女	人	人		
					従業員の平均年齢	歳	平均勤続年数	年				
フリガナ			設立	年	採用担当者	部署						
代表者名			資本金	万円		氏名						
事業内容			年商	万円		TEL						
						FAX						
					MAIL							
					URL							
採用条件	採用職種			雇用形態			雇用期間	無 ・ 有 ( )				
							正社員登用	無 ・ 有				
	職務内容			求人数	人		運転免許	要 ・ 不要	転勤	有 ・ 無		
	必要資格			勤務先			出社予定日					
	勤務条件	基本給	円	毎月給与から控除されるもの			勤務時間		休日・休暇			
		手当	円		円	(月平均 時間)		(年間休日 日)				
		手当	円		円	( ) 時 分 ~ 時 分		休日				
		手当	円		円	( ) 時 分 ~ 時 分			休暇			
		手当	円		円	休憩： 分						
		手当	円		円	残業：月平均 ( ) 時間						
総支給額		円	控除額合計	円	有給休暇	(前年度有給休暇平均取得日数： 日)						
手取額		円			加入保険 (入社時)	健康	厚生	雇用	労災	その他 ( )		
通勤手当					特記事項							
賞与		新規学卒者の見込み 年 回 ( 程度)										
昇給	新規学卒者の見込み 年 回 ( 程度)											
寮	有 (自己負担額 円程度) ・ 無											
試用期間	研修の有無および内容		雇用条件変更： 有 (特記) ・ 無									
			会社負担：全額・一部									
応募・選考方法	会社訪問	可 不可	説明会	日時	① 月 日	② 月 日	③ 月 日	別途通知				
			場所									
	応募書類	履歴書		卒業見込書	成績証明書	健康診断書	その他 ( )					
	受付期間	年 月 日 ~ 年 月 日		定員に達するまで		※学内締切 月 日						
受付方法	個人にて ・ 学校を通して 持参 ・ 電話 ・ メール ・ ホームページ ・ 郵送 その他 ( )											
選考方法	試験内容	書類選考	有 ・ 無		日時・場所	①	日時	月 日 時 分				
		筆記	専門 ・ 常識 ・ 作文 ・ 適性 ・ その他 ( ) ・ 無			場所						
		面接	集団 ・ 個人 ・ グループディスカッション			②	日時	月 日 時 分				
		実技	有 ( ) ・ 無			場所						
		実習	有 ( ) ・ 無			随時 ・ 別途通知						
備考	メッセージをご記入ください。											

※求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず書面により労働条件の明示を受けてください。

学校法人 KBC学園

裏面もご記入ください。

私どもは、この求人申込みの時点において、求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名

\_\_\_\_\_

事業所所在地

\_\_\_\_\_

代表者名

\_\_\_\_\_ (印)

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。  
※このリーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

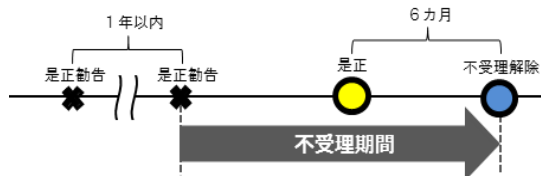
## チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。  
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

### 1. 労働基準法及び最低賃金法関係

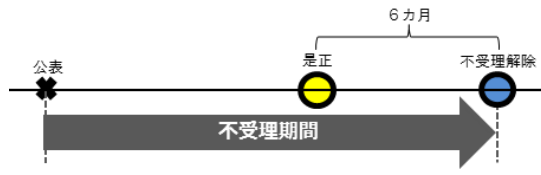
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



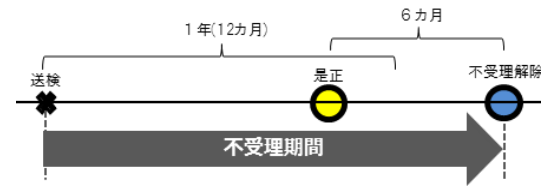
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

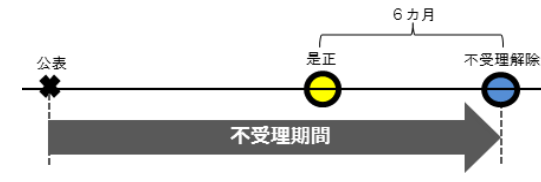
- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 送検後1年が経過していない。  
 c 是正してから6カ月が経過していない。



### 2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

### 3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
 ①労働基準監督署による是正勧告、  
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。